

## 第4章 災害応急対策計画

地震、津波災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害の発生を防御し、または被害の拡大を防止するために実施すべき応急的な措置等は次のとおりとする。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

### 第1節 津波警報等・地震情報等の収集及び伝達

防災活動に万全を期するため、津波警報等・地震情報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施し、災害発生防止に努めることを目的とする。

#### 1. 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、津波警報等・地震情報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官または海上保安官に通報しなければならない。

#### 2. 実施内容

- (1) 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達

##### ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

- (7) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

##### 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

### 3. 津波警報等及び地震情報等の伝達

#### (1) 津波警報等及び地震情報等の伝達方法

ア. 関係機関から通報される、または全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により受信した津波警報等及び地震情報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員が受領する。

イ. 宿日直員が受領した場合は、直ちに総務課長に伝達する。

ウ. 津波警報等及び地震情報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

特に特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

エ. 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先等				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	庁内各課		庁内放送	関係課長へ電話 (宿日直員が受領した場合は、宿日直員が総務課長へ電話)	津波注意報・警報（地震情報等）
	横浜消防署	78-2119	電話	電話	津波注意報・警報（地震情報等）
	横浜町漁業協同組合	78-2006	電話	受領責任者へ電話	津波注意報・警報（地震情報等）
	JA十和田 おいらせ 横浜町支店	78-2321	電話	受領責任者へ電話	

(2) 強い揺れ（震度4程度以上の地震）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

ア. 青森地方気象台から発表される津波警報等を受信し、必要な体制を整えるとともに、海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視カメラ等の機器等を用いて海面の状態を監視する。

イ. 津波警報等の伝達は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合があるので、地震発生後は放送を聴取する。

ウ. 町長の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線（同報無線）、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

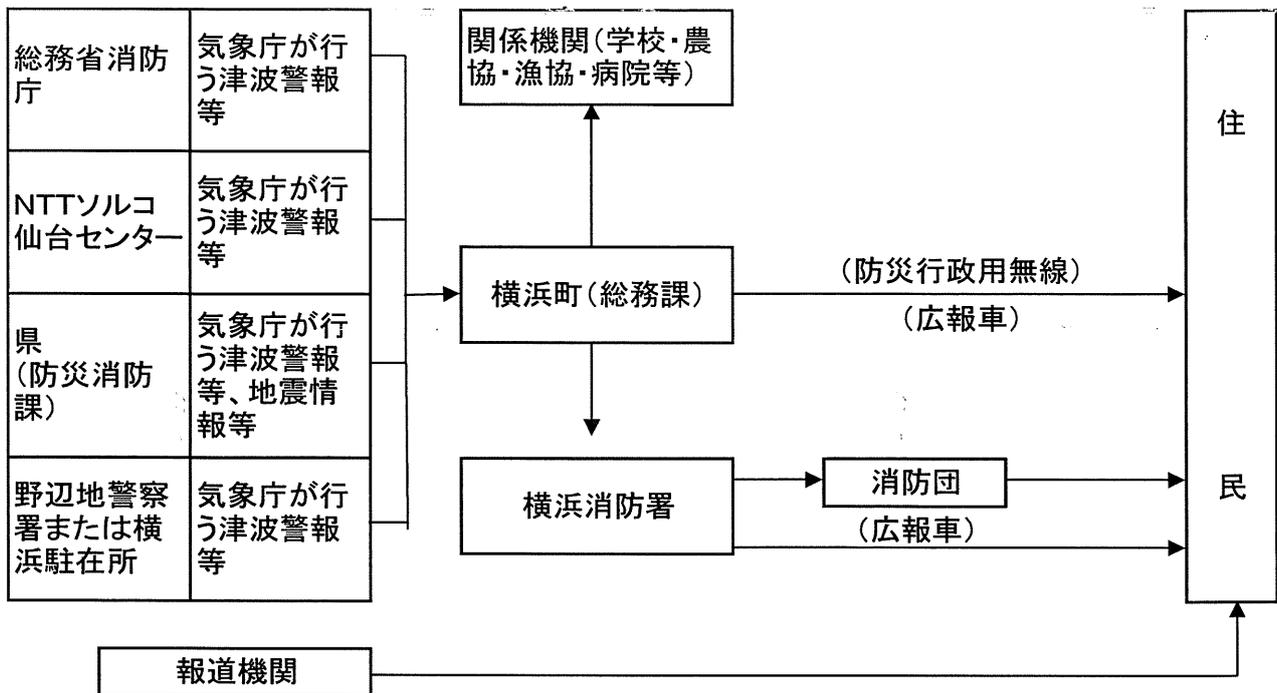
オ. 引き波等異常な水象を知ったときは、県、野辺地警察署及び関係機関に通報するとともに、上記ア～ウに準じた措置を行う。

カ. 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

通報責任者	周知先	周知方法	周知内容
総務課長	全町民	広報車、防災行政無線 (J-ALERT等を含む)	津波警報・津波注意報

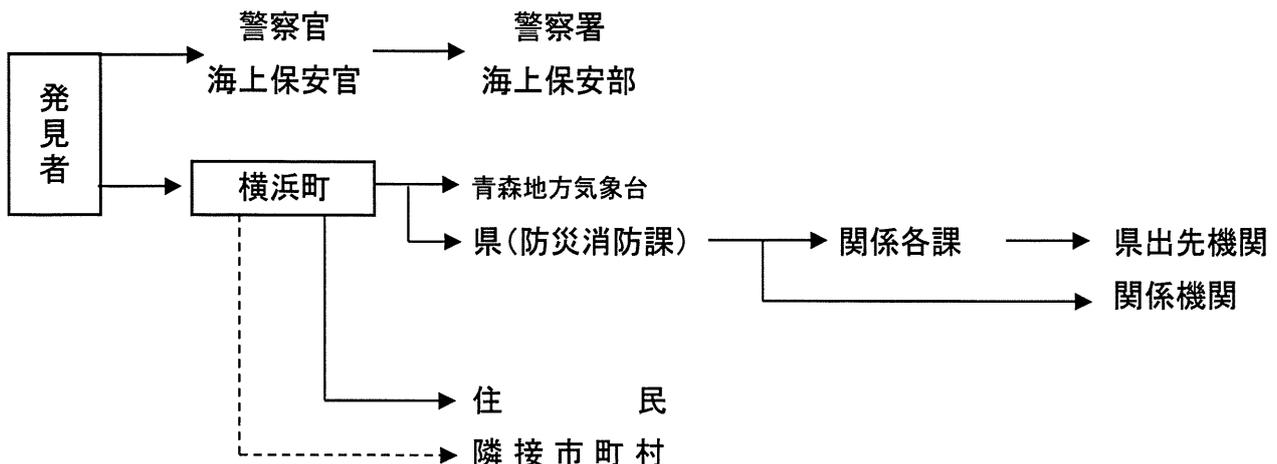
#### (3) 津波警報等及び地震情報等の伝達系統

津波警報等及び地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



- (4) 震度情報ネットワークによる震度情報の伝達  
 迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークにより震度3以上を感知した場合は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直職員等が上記(1)に準じて伝達する。
- (5) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報  
 災害が発生するおそれのある異常現象とは、群発地震や数日間にわたり体に感じるような地震が頻繁に発生するような地震などの地象に関する事項及び異常潮位や津波、周期的な海面変動などの水象に関する事項をいう。
- ア. 発見者の通報  
 異常現象を発見したものは、町長または警察官若しくは海上保安官に通報する。
- イ. 警察官、海上保安官の通報  
 通報を受けた警察官または海上保安官は、直ちに町長に通報するとともにそれぞれ警察署あるいは海上保安部に通報する。
- ウ. 町長の通報  
 通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。  
 なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。
- (7) 青森地方気象台  
 (1) 県(防災消防課)

通信系統図



## 第6節 津波災害応急対策

津波による被害の拡大を防止するため、応急活動体制の確立等の応急対策に万全を期する。

### 1. 実施責任者

津波災害時における応急措置は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

### 2. 応急活動態勢

組織については、第2章第2節「横浜町災害対策本部」及び第3節「動員計画」によるほか、津波来襲に対する警戒態勢は次のとおりとする。

#### (1) 津波予報が発令される前で、災害発生のおそれがある段階

ア. 震度4以上の地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

(7) 総務課員・横浜消防署員は、青森地方気象台からなんらかの通報が届くまで、少なくとも30分は海面の状態を監視する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

(4) 津波注意報・警報の伝達は、テレビ、ラジオ放送による方が早い場合が多いので、地震発生後は、放送を聴取する。

(9) 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

イ. 異常な水象を知ったときは、県、野辺地警察署及び関係機関に通報するとともに、上記アに準じた措置を行う。

#### (2) 津波予報が発令され、災害発生のおそれがある段階

ア. 総務課員・横浜消防署員は、直ちに海面監視を実施する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

イ. 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

監視場所	監視人	備考
百目木漁港岸壁	総務課員・横浜消防署員	
横浜漁港岸壁	総務課員・横浜消防署員	
源氏ヶ浦漁港岸壁	総務課員・横浜消防署員	

### 3. 津波予報・地震情報等の伝達

津波予報・地震情報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に伝達する。

情報の種類、発表基準及び伝達方法等は第4章第1節「津波予報・地震情報等の収集及び伝達」によるほか、町における津波予報の周知方法は次のとおりとする。

区 分	打 鐘 標 識	サイレン 標 識	その他
津波注意報		10秒 — 2秒 — 10秒	広報車 防災行政無線(同報無線) 有線放送等
津波警報		5秒 — 6秒 — 5秒	広報車 防災行政無線(同報無線) 有線放送等
津波警報		3秒 — 2秒 — 3秒	広報車 防災行政無線(同報無線) 有線放送等
津波注意報 津波注意報解除 津波警報解除		10秒 — 3秒 — 1分	広報車 防災行政無線(同報無線) 有線放送等